

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私(甲野修)は、母(甲野花子)から現金300万円、兄(甲野武)から上場株式500株の贈与を受けました。母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注)「一般税率」及び「特例税率」については、33ページを参照してください。

神奈川県 税務署長 令和05年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所 神奈川県横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ オサム

氏名 甲野 修

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇〇〇××××××××××

生年月日 3 4 6 0 5 2 4 職業 自営業

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

氏名 甲野 花子

生年月日 3 2 0 1 1 0 4

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

氏名 甲野 武

生年月日 3 4 4 1 2 2 4

住所 千代田区〇〇町×丁目×番×号

氏名 兄

生年月日

取得した財産の明細

種類	場所	金額	取得年月日
現金、預貯金等	現金	300,000円	令和05年09月25日
有価証券	上場株式等	150,000円	令和05年04月10日

暦年課税分の課税価格の合計額 (④) 4,500,000円

基礎控除額 (⑤) 1,100,000円

⑤の控除後の課税価格 (⑥) 3,400,000円

⑥に対する税額 (⑦) 416,666円

外国税額の控除額 (⑧)

医療法人持分税額控除額 (⑨)

差引税額 (⑩) 416,666円

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (⑪)

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (⑫)

課税価格の合計額 (⑬) 4,500,000円

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑭) 416,666円

農地等納税額(⑮)

林等納税額(⑯)

特例株式等納税額(⑰)

医療法人持分納税額(⑱)

事業用資産納税額(⑲)

申告期限までに納付すべき税額 (⑳) 416,666円

差引税額の合計額(納付すべき税額) (㉑)

納付すべき税額の合計額 (㉒)

申告期限までに納付すべき税額 (㉓)

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (㉔)

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉕)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」(いずれも33ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」により贈与税額を計算します。なお、「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)」については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>3\_贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

また、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注)この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

●特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【(A)+(B)-(C)】(申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
④の控除後の課税価格【(D)-(E)】(申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000円
⑥の金額に「特例税率」を適用した税額※(申告書第一表の⑦の金額)	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額【(G)×(D)/(F)】	H	273,333円
⑥の金額に「一般税率」を適用した税額※(申告書第一表の⑧の金額)	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額【(I)×(F)-(H)/(F)】	J	143,333円
税額(⑧+⑩)	K	416,666円

(例)特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(⑧及び⑩欄の計算)
 
$$F \times 40\% = 3,400,000 \times 40\% = 1,360,000$$

$$G \times \frac{A}{D} = 410,000 \times \frac{3,000,000}{4,500,000} = 273,333$$
- 一般贈与財産に対応する税額(⑧及び⑩欄の計算)
 
$$F \times 45\% = 3,400,000 \times 45\% = 1,530,000$$

$$I \times \frac{B}{D} = 430,000 \times \frac{1,500,000}{4,500,000} = 143,333$$
- 贈与税額の計算(⑧欄の計算)
 
$$1,360,000 + 1,530,000 = 2,890,000$$

$$273,333 + 143,333 = 416,666$$

【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人)に限り、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(A)3,000,000円と一般贈与財産の価額(B)1,500,000円の合計額(D)4,500,000円から基礎控除額(E)1,100,000円を控除した課税価格(F)3,400,000円に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(G)410,000円・(I)430,000円について、それぞれの財産の価額に対応する税額(H)273,333円・(J)143,333円を計算し、その合計額(K)416,666円を計算します。